

佐那河内村農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成30年7月26日(木) 午後1時30分から午後2時21分

2. 開催場所 佐那河内村農業総合振興センター 2階西会議室

3. 農業委員 (8人)

会長	1番	星山隆啓
会長職務代理者	2番	山本光雄
委員	3番	日下正人
	4番	笠井博美
	5番	國原和彦
	6番	長江操
	8番	森本允補
	10番	松長護

農地利用最適化 推進委員(3人)	高樋地区	11番	河原功
	嵯峨地区	12番	大岩和久
	宮前西地区	14番	中野實

4. 欠席委員 (2人) 7番 大西克史
9番 大仲香織

欠席推進委員(1人) 宮前東地区 13番 池田吉信

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議案の上程

議案第12号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による佐那河内村農用地利用集積計画(案)の決定について

議案第13号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第14号 農地法第5条の規定による許可申請について

報告第8号 農地法第18条第6項の規定による通知書について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 山本利也

書記 池上美紗子

7. 会議の概要

事務局 ただ今から、平成30年7月総会を開会いたします。
はじめに、星山会長よりご挨拶をお願いいたします。

会 長 (挨拶)

事務局 ありがとうございます。

本日は、大西克史委員、大仲香織委員、池田吉信推進委員から欠席の連絡をうけております。

本日の出席委員は8名で、過半数を超えておりますので、総会は成立しております。

それでは、佐那河内村農業委員会会議規則により、議事の進行を星山会長をお願いいたします。

議 長 それでは、佐那河内村農業委員会会議規則第19条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。
(異議なし)

それでは、6番 長江操委員、8番 森本允補委員をお願いいたします。

なお、本日の会議書記には、事務局職員の池上美紗子さんを指名いたします。

それでは、日程第3の議案第12号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による「佐那河内村農用地利用集積計画(案)の決定について」を、議案に供します。

事務局より、議案第12号の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書の1ページをご覧ください。今月の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による案件は、1議案3件でございます。議案第12号は、
地権者から賃借人に直接権利を設定する件が3件です。

佐那河内村長より平成30年7月18日付けで農用地利用集積計画の決定を求められています。利用権の再設定の計画が2件、新規の利用権設定の計画が1件で、面積は、3,724㎡です。

【議案書にもとづいて、個別の農用地利用集積計画の要請の内容を説明】

整理番号1の権利の種類につきましては使用貸借権の再設定であり、利用権の設定等をする者の住所、氏名は、XXXXXXXXXXさんで、
利用権の設定等を受ける者の住所、氏名は、XXXXXXXXXX
XXXXXXXXXXさんです。土地の所在地については、XXXXXXXXXX177番29A、現況畑、159㎡、で、利用目的はみかんです。始期は平成30年8月1日から終期は平成31年7月31日の1年契約です。

計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議 長 ありがとうございます。それでは、質疑に入ります。

補足説明がありましたら、あわせてお願いします。

5 番 場所は、根郷から丸田地区への道を上がって御間都比古神社を越えた、ほぼ頂上付近の所で、前回か前々回にユーカリのことで議案にあがったところ

があった、その下の部分になります。■■■■ 177-29というのがこの農地の全体の地番で、その下半分となります。ここの現況は畑ということですが、地目は山林になっておりまして、このまわりの農地はすべてみかんやすだちが作られています。期間は今回は1年ですが、最初から1年だと本人がいておりました。以上です。

議 長 　ただいま説明がありました。何かご質問はありますか。

14番 　みかんで1年ごとなのですか。

5番 　時期は少しおかしいですね。8月からということで。ここは最初はハウスみかんをしていたんですよ。それが終わってからの契約と言うことでこんな変な時期になったと思われまして。上半分も時期がおかしい感じがしますが、これもハウスみかんだったということでこういう時期になったかと思われまして。

14番 　双方は納得しているのですか。

5番 　時期は納得済みですね。

14番 　双方が納得しているのであればということはありませんが。みかんで1年というのは、1年1年更新していくのですか。

5番 　そうですね。ユーカーの方は5年でしたが。

14番 　同じ人が借りているのですか。

5番 　いえ、違う人です。上の方は■■■■さんといって、■■■■ですね。上半分と下半分とそれぞれに。

議 長 　設定するのを全筆ではなくて上半分、下半分みたいにしてるのでこの地番にAという表記があるのですかね。地番にAというのはあまりみない気がしますが。

5番 　前回の人にはなかったですね。Aという表記は。Aってなんですかと聞いてみましたが本人もよくわからないようでしたね。

事務局 　便宜上わかりやすいようにということかと思いますが、土地台帳で確認して177-29のうち159㎡ということで問題なければAの表記は訂正して省いておくのでよろしいでしょうか。

議 長 　そうしておくのでよろしいですかね。

(異議なし)

議 長 　それでは、整理番号1について、ご異議ございませんか。

(異議なし)

議 長 　異議がないと認めますので、整理番号1は原案のとおり決定いたしました。続いて整理番号2について、事務局より説明をお願いします。

事務局 　整理番号2の権利の種類につきましては使用貸借権の新規であり、利用権の設定等をする者の住所、氏名は、■■■■さんで、利用権の設定等を受ける者の住所、氏名は、■■■■さんです。土地の所在地については、■■■■68番、現況 田、1,907㎡、■■■■80番、現況 田、677㎡で、利用目的は水稲です。始期は平成30年8月1日から終期は平成31年7月31日の1年契約です。

計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議長 ありがとうございます。それでは、質疑に入ります。

私の方から説明させていただきます。場所は■■■■の北というか、国道から北に行くところにうちの家があって、その前と少しはなれて2箇所あるのですが、耕作の方は息子さんがちゃんとやっております、全く荒らすようなことはないかと思えます。

8番 米はもう作っているのですか。

議長 もう作っていますね。

8番 7月、8月といたらもう作ってますよね。

議長 息子さんはまだ若いし、もうずっと作ってますからね。

10番 ■■■■さんとは親戚関係のようなものになるのですか。

議長 そうですね。親戚です。

議長 それでは、整理番号2について、ご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議がないと認めますので、整理番号2は原案のとおり決定いたしました。続いて整理番号3について、事務局より説明をお願いします。

事務局 整理番号3の権利の種類につきましては使用貸借権の再設定であり、利用権の設定等をする者の住所、氏名は、■■■■さんで、利用権の設定等を受ける者の住所、氏名は、■■■■さんです。土地の所在地については、■■■■172番2、現況 畑、981㎡、で、利用目的は野菜です。始期は平成30年8月1日から終期は平成33年7月31日の3年契約です。

計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議長 ありがとうございます。それでは、質疑に入ります。

補足説明がありましたら、あわせてお願いします。

3番 場所は、根郷集会所のところを御間都彦方面へ向かう道の所にあります。

■■■■さんの旦那さんの方は選果場に勤められていて、奥さんの方が野菜を、現在は甘長を作って出荷されているようです。問題はないかと思えますので、よろしく願いいたします。

議長 ただいま説明がありました。何かご質問はありますか

議長 それでは、整理番号3について、ご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議がないと認めますので、整理番号3は原案のとおり決定いたしました。次に、議案第13号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を、議案に供します。

事務局より、議案第13号の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書の2ページをご覧ください。議案第13号の農地法第3条第1項の規定による許可申請は、1議案2件で、所有権の移転に関する件です。

整理番号1の譲渡人の住所、氏名は、[]さんで申請の理由は相手方の要望であり、譲受人の住所、氏名は、[]さんです。土地の所在地については、[]77番、現況畑、1,160㎡、[]78番、現況畑、85㎡、[]85番1、現況畑、753㎡です。

なお、[]77番につきましては、[]さんと利用権による賃貸借契約を結んでおりましたが、平成30年7月5日付けで合意解約が成立し、同日付けで農業委員会に通知がありました。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理しております。

また、本件につきましては、譲受人の所有地の4,621㎡のうち3,253㎡につきまして、利用権による賃貸借契約を結んでおり、自作地は1,368㎡です。先程の議案第12号の整理番号2、[]68番、現況田、1,907㎡、[]80番、現況田、677㎡の利用権の設定が決定したことにより、自作地は3,952㎡となり取得面積をあわせ、農業委員会が定める別段の面積を超えています。取得後の耕作等の事業に供すべきすべての農地を利用すること、労働力、機械、技術、通作距離など問題はありませぬ。農地法第3条第2項各号の不許可要件には該当せず、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議長 ありがとうございます。それでは、質疑に入ります。

私の方から説明いたします。場所は、[]さんの家の北側と西側にある農地で、どちらもハウスをしております77番の方は、今回合意解約になっていますが、[]さんが手入れして柚を植えていたところになります。北側の85番1のところについては、もう荒れ地で、草がぼうぼうで近所からも苦情がきていたような所になります。78番も放棄地で、荒れ地にしておりました。売り手の[]さんと買い手の[]さんは、分家になりました、[]さんがおばになります。ここは前から荒れ地で問題になっていたところで、今回買収して耕作してくれるということで近所では良かったといっているところです。[]さんは、息子が2人いるのですが、退職したらやるということで、よろしく願いいたします。

今説明いたしました、いかがでしょうか。

2番 ここは3筆ともあれているのですか。

議長 いや、77番は[]さんが柚を植えていました。

2番 78番でなかったですか。

10番 77番はねぎではなかったですか。

議長 いえ、柚ですね。その前は荒れ地でしたが。78番が一段下に降りたところですね。

2番 ああ、77番が柚植わってるところですね。植え直したという。

10番 85番1はこれ、木が植わっているのですか。

議長 木というか草まみれで今取っているところですね。

- 2 番 ハウスも壊すんですかね。なかなか壊すのは大変そうですが。
- 1 4 番 草がだいぶ絡んでますね。
- 議 長 ハウスも壊すようですね。
- 2 番 ここは草刈ってくれるだけでもありがたいですね。
- 議 長 本人が耕作するといっているのです。
- 議 長 それでは、整理番号1について、ご異議ございませんか。
(異議なし)
- 議 長 異議がないと認めますので、整理番号1は原案のとおり決定いたしました。
続いて、整理番号2について事務局より説明をお願いいたします。
- 事務局 整理番号2の譲渡人の住所、氏名は、[REDACTED]さんで、
申請の理由は相手方の要望であり、譲受人の住所、氏名は、[REDACTED]
[REDACTED]さんです。土地の所在地については、[REDACTED]89番、現
況 畑、591㎡です。
本件につきましては、譲受人が取得後の耕作等の事業に供すべきすべての
農地を利用すること、労働力、機械、技術、通作距離などをみても問題が
ないこと、所有農地面積が農業委員会が定める別段の面積も超えているこ
とから、農地法第3条第2項各号の不許可要件には該当せず、許可要件を
満たしていると考えます。
- 議 長 ありがとうございます。それでは、質疑に入ります。
私からご説明いたします。場所は、[REDACTED]さんの南側。川があるんですが、
[REDACTED]さんのハウスの隣になります。もう何年も耕作は放棄しております。[REDACTED]
[REDACTED]さんは、嵯峨の方ですが近所の土地もたくさん買われて本格的にやってい
るんですかね。
- 1 2 番 [REDACTED]さんの所を買われて、耕作されてますね。
- 議 長 この方は[REDACTED]の先生か何かですよ。農業はご両親がされているん
ですかね。
- 1 2 番 いや、本人もされています。
- 2 番 ハウスになっているところですよ。
- 議 長 そうですね。これ、相場はどんなものなんですかね。安いような気もしま
すが。
- 1 0 番 こんなものではないですかね。相場といっても。
- 2 番 買ってくれといえば安くなるし、売ってくれといえば高くなるし、あって
ないようなものですね。
- 議 長 買って耕作しないといけないですしね。
- 1 0 番 ほぼ山林ですねこれ。農地に戻すと言っても何年もかかるのではないです
かね。
- 1 4 番 嵯峨からわざわざここまで来て耕作できますかね。
- 1 1 番 これ事務局のほうでも一言確認はしているんですよ。ちゃんと耕作する
という。
- 事務局 申請の際に、3条は耕作を目的として権利を移転するものであることの説

明と、農地を農地として管理していけるかどうか判断する許可要件の審査がありますという旨を伝えてあります。3条申請の別添の用紙、添付書類のところすだちをする予定という申請であがってきてます。

1 1 番 ちゃんと耕作するというので申請があがってきているんですよね。じゃあ、問題ないのではないですか。

事務局長 3年3作というのも通例であります。

議 長 書類としては揃ってますし、できんだろうとは言えないですよ。手間もいそうですし、ご両親まだ70代ですよ。

1 4 番 これ申請では、周囲にかかる影響なしとなっておりますが。

議 長 すでに周りに影響でてますからね。ちょっとでもしてくれたら。ここから良くはなっても悪くなることはないんじゃないかと。

1 4 番 確かにトラクターからコンバインから、色々機材も揃ってますし、まあ、今よりはよくなるんでしょうけど。

議 長 今よりはよくなるでしょうね。現在の所有者ではそのままどうしようもないと思うので。

1 4 番 それならいいのではないですかね。

議 長 それでは、整理番号2について、ご異議ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議がないと認めますので、整理番号2は原案のとおり決定いたしました。次に、議案第14号「農地法第5条の規定による許可申請について」を、議案に供します。

事務局より、議案第14号の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書の3ページをご覧ください。今月の農地法第5条の規定による許可申請は、1議案1件です。

整理番号1の権利の種類につきましては、所有権の移転です。譲渡人の住所、氏名は、XXXXXXXXXXさんで、譲受人の住所、氏名は、XXXXXXXXXXさんです。申請地の所在地は、XXXXXXXXXX43番、現況 田、694㎡で、転用の目的は宅地です。

転用事由の詳細につきましては、譲受人の父親が佐那河内村出身で、祖父の屋敷地はありますが、急傾斜地で危険との周囲の意見もあり、別に土地を探していたところ、当該地の紹介を受け、生活及び子育てともに希望する環境であるため決定した。職場は小松島市内ですが、通勤時間も30分程度で支障はありませんとのこと。

申請地の農地区分につきましては、農用地区域外であり、集団的に存在している農地その他良好な営農条件を備えている農地、いわゆる第1種農地には該当しません。また、転用計画においても、係る営農条件に支障を生ずるおそれがあると認められる場合の不許可要件については、該当しないと思われれます。

議 長 ありがとうございます。それでは、質疑に入ります。

私の方から説明いたします。場所は、新家をもう少し奥にいったところ。■■■■さんと■■■さんの間です。田んぼで去年くらいまで耕作していたあとが残っております。■■■さんは、農地は何方所か所有していますが、人に貸していて、耕作はされていません。数少ない、貴重な移住者で佐那河内に永住してくれるというので、歓迎していますとお話したときにつたえました。ここは農用地区域でしたので、以前除外申請が出てまして、今回5条の申請なので県の許可がいる案件になります。

ただいまの説明で何かご質問はありますか。

議 長 それでは、議案第14号について、ご異議ございませんか。
(異議なし)

議 長 異議がないと認めますので、議案第14号は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

次に、報告事項がありましたら事務局より説明をお願いします。

事務局 農地法第18条第6項の規定による通知書、いわゆる合意解約の通知が1件ございましたのでご報告します。

先程の案件で報告しましたが、土地の所在地は、■■■■77番、現況畑、1, 1.60㎡で、賃貸人の■■■■さんと、賃借人の■■■■さんとの間で、利用権による賃貸借契約をしておりましたが、平成30年7月5日付けで合意解約が成立し、同日付けで農業委員会に通知がありました。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理しております。

議 長 ただいまの報告について、いかがでしょうか。
(発言なし)

議 長 よろしいですか。それでは、以上をもちまして、平成30年7月総会を閉会いたします。

会議の顛末を記録しその確認を認めるため捺印する。

佐那河内村農業委員会会長 星山 隆啓

佐那河内村農業委員会委員 長江 操

佐那河内村農業委員会委員 森本 允補